

第 4 号 議 案

宅地等供給事業実施規程の一部変更について

宅地等供給事業実施規程の制定以後一定の期間がたち、これまで隣接する他の組合での事業実施は可能であったが、相続や結婚、公共事業による収用の代替え地取得等によって、従来の事業実施地区外の農地を所有する組合員が全国的に増えているため、事業の実施地区を隣接する他の組合以外の組合にも拡大するための見直しを行う。

また、「宅地等供給事業運営積立金」は、宅地等供給事業の安定的な運営を図るため、宅地等供給事業実施規程第9条に基づき特別積立金として積み立てている。

しかし、現状として宅地等供給事業運営上の損失リスクと積立基準が一致していないことから、積立目標額を変更するために、宅地等供給事業実施規程の一部変更を行う。

附帯決議

第4号議案の認可申請に際し、行政庁から字句の修正等の指示があるときは、これに対する措置を組合長に一任する。

変 更 後	現 行
<p>(事業の実施地区)</p> <p>第4条 この組合の行う宅地等供給事業実施地区は、<u>当該組合の定款に定める区域とする。</u></p> <p>② この組合は、<u>前項の規定にかかわらず、</u>組合員が前項の地区に隣接する区域をその地区とする他の組合の地区内に所有する転用相当農地等について、<u>必要に応じて当該組合と協議の上で、</u>宅地等供給事業を実施することができる。</p> <p>③ <u>この組合は、第1項の規定にかかわらず、組合員が自らの組合および隣接する他の組合以外の組合の地区内に所有する転用相当農地等について、第2条第1号の事業に限り、必要に応じて当該組合と協議の上で、宅地等供給事業を実施することができる。</u></p> <p>第5条～8条 (略)</p> <p>(利益金の積立)</p> <p>第9条 この組合は、第2条第3号の規定による転用相当農地等の売渡しの事業により利益を生じた場合には、これをてん補した後の残額) から、農業協同組合法第51条第1項に規定する利益準備金および同条第7項に規定する繰越金を控除した額を限度として、当該利益相当額を特別積立金として積み立てるものとする。</p> <p><u>ただし、積立目標額は6,100万円とし、この金額に達している場合は積み立てない。</u></p>	<p>(事業の実施地区)</p> <p>第4条 この組合が行う宅地等供給事業の実施地区は定款第3条の区域とする。</p> <p>② この組合の組合員が前項の地区に隣接する区域をその地区とする他の組合の地区内に所有する転用相当農地等については、前項の規定にかかわらず、宅地等供給事業を実施することができる。この場合においては、あらかじめ当該組合と協議するものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>第5条～8条 (略)</p> <p>(利益金の積立)</p> <p>第9条 この組合は、第2条第3号の規定による転用相当農地等の売渡しの事業により利益を生じた場合には、これをてん補した後の残額) から、農業協同組合法第51条第1項に規定する利益準備金および同条第7項に規定する繰越金を控除した額を限度として、当該利益相当額を特別積立金として積み立てるものとする。</p> <p>(追加)</p>

附則

この規程は、行政庁の承認を受けた日から効力を生じる。